

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第4回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

1 日時

平成16年9月14日（火）9：30～11：40

2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

3 出席者

（委員）大内捷司（委員長），有田知徳，大島宏彦，河野正憲，山田万里子
（敬称略）

（庶務）藤田名古屋高裁総務課長，榎原名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

4 議題

（1）協議

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第10回）の議事概要及び同委員会から当委員会になされた依頼等について

庶務から，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第10回）の議事概要及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務から当委員会庶務への9月13日付け通知「裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について」に基づき同委員会からなされた情報収集の依頼の内容及び送付された資料について説明がなされた。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事概要の説明項目は，次のとおり。

- ① 平成16年10月期の弁護士任官候補者について

- ② 平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ③ 平成17年4月期の弁護士任官候補者について
- ④ 平成16年新任判事補候補者について
- ⑤ その他

- ・ 協議の冒頭に委員から述べられた意見

協議冒頭において、一委員から次のとおり意見が述べられた。

情報提供を依頼されてから情報受付の期限まで時間が短い。弁護士には、裁判官の顔は分かっているが、名前が思い浮かばないような状況があり、短い期間で文書として情報を提出するには困難を伴う。

弁護士会としては、適切な情報を多く提供したいと考えており、また弁護士は、多くの情報を提供することが国民に対する弁護士の責務だと考えている。そのため、弁護士会は、多くの情報が提供されるよう会員に働きかけるとともに、情報提供をしやすいように、該当する裁判官の所属部を会員に情報として提供するなどしている。また、最近、名古屋弁護士会では100名近くの弁護士でJウォッチャーという制度を作り、日頃から裁判官を観察し、多くの情報を集めていこうと努力している。

個々の会員において、情報を裁判所に直接郵送するのは、手間であるので、弁護士会は、情報を提出しやすい一環として、この手間を省くため、昨年度は会に提出してもらい、会を経由して裁判所に届けたものである。

このような状況であるにもかかわらず、会が組織として圧力を掛けることがある、会という組織の意向が反映されるのではないかなどと懸念し、弁護士会の「とりまとめ」に対して批判をされているが、情報を提供する弁護士の実情を理解しないものである。

そもそも、独立して収入を得ている会員は、会に何らの遠慮もなく、会

員に圧力が及ぶことはありえないのであって、会と会員との関係性についての認識を誤っている。

中央の委員会や地域委員会は、多くの情報を提出してもらうことに腐心すべきであり、このようなことにこだわることは疑問である。

中央の委員会で決まったのであればそれに従わざるを得ないと思うが、中央の委員会においても、たくさんの情報を集めるためには、改善すべき点は何かという視点を全面的に掲げて議論すべきである。

ところで、地域委員会は、調停委員や裁判所の職員からもどのように情報を集めるのか、どうすればたくさんの情報が集まるのか検討をし、多くの情報を得るべく努力すべきである。

裁判官の人事評価についても、裁判所庁舎内において掲示をする等分かりやすく宣伝し、検察庁や弁護士会以外の裁判所の利用者である一般国民から再任時期にある裁判官とそうでない裁判官を含めた情報を集めるべきであり、そのためには、裁判所のロビーなどに鍵を掛けたボックスを置くなどすることを地域委員会から裁判所に提案することも必要である。

さらに、情報提供受付期間が短いことについて、再任希望の有無が判明するのを待っていて時間が短くなるというのであれば、検察庁と弁護士会に限り再任希望の判明を待つことなく、再任時期にあたる裁判官の名前を予め提供するなどの工夫をして情報を集めるべきである。

情報の正確性の検証のための情報提供者に対する面接と弁明の機会を与えるための重点審議者に対する面接を行うべきであり、調査面接の手続について、あらかじめ決めておく必要がある。

- ・ 重点審議者に関する情報収集の在り方について

重点審議者の情報収集の在り方について審議がなされ、一般的な情報収集の方法によるということで、対応する弁護士会及び検察庁に対し情報収集についての周知依頼をすることとされた。

- ・ 重点審議者以外の者に関する情報提供の在り方について

重点審議者以外の者に関する情報についても、重点審議者と同様、所属の裁判所に対応する検察庁、弁護士会に対して名簿を提供して情報収集することとされた。

なお、一委員から、「弁護士は近隣の裁判所にも事件をもっているので、対応する弁護士会以外にも高裁管内の弁護士会宛てに情報提供の周知依頼をするべきである。」との意見が述べられた。同委員の意見があったことは中央の委員会に伝えることとされた。

- ・ 高裁所属裁判官の情報の提供を求める検察庁、弁護士会について

高裁所属の裁判官について、名簿を送付し情報提供を依頼する先は、高裁本庁所属の裁判官については、名古屋、三重、岐阜県の各弁護士会及び名古屋高等検察庁とすることとされた。

- ・ 情報提供を依頼するための文案等について

情報の受付期間を10月22日（金）までとすること並びに指名候補者の指名の適否に関する情報及び情報提供者の氏名、所属を記載した書面を、直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送又は持参する方法で当委員会が情報の受付をすることを所属の弁護士又は検察官に周知してもらいたい旨の記載とし、「情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただくようお願いします。」との文言及び「指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらおうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」とのとりまとめがなされていますので、念のため申し添えます。」との文言、指名の適否に関する情報の記載方法として、「情報の内容（情報

の時期、情報取得の経緯、事実関係等)、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。)」旨の文言を付記することとした上で、「郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による。」部分については、下線を付すこととされた。

- ・ 次回地域委員会の事前準備等に関して何らかの問題が生じた場合には、委員長は委員長代理に相談し、必要な場合は、各委員に事前に諮り審議の方針を決めることが確認された。
- ・ 司法修習修了予定者で判事補任官を希望する者に関する情報収集の在り方について

司法修習修了予定者で判事補任官を希望する者に関する情報収集については、弁護士会、検察庁に対して名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に提供することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、11月5日(金)午前9時30分から開催されることとなった。

以上